広報にいつ
発行所　新津市役所
発行人　新津市役所企画課
新津市役所総務課
電話 大代表 (2) 2111番
印刷所　坂爪印刷工業
毎月一回発行

人口のうごき
（昭和46年1月1日現在）

人口			57,452
世帯数			13,248
（12月中）			
出生	80	死亡	26
婚姻	78	離婚	2
転入	197	転出	199
転居	228	世帯主変更	44

新津市防災会議
総合的地域防災計画を推進
毎年検討を加えて必要な修正も

新津市防災会議は、地域防災計画を作成し、その実施を推進して、災害に関する情報収集するなど実務とし、会長には地方行政委員会には地方行政委員会の職員、県知事部長、県警察官、市消防長および消防団長、指定機関の職員および学識経験者の委員など計二十七名の委員で構成されている。

予報または警報等について

◇気象、水害注意報から大雨、大雪注意報から暴風雨、洪水警報というように注意報、警報などにいろいろと種類があるが、また同時に二つ以上の注意報または警報を発表する場合があり、さらに切り替えて発表される場合もあります。

このように予報または警報等の種類から災害を想定した気象情報等の取り扱いがいろいろと定められています。

◇火災警報および火災気象通報

大雨、大雪注意報から暴風雨、洪水警報というように注意報、警報などにいろいろと種類があるが、また同時に二つ以上の注意報または警報を発表する場合があり、さらに切り替えて発表される場合もあります。

このように予報または警報等の種類から災害を想定した気象情報等の取り扱いがいろいろと定められています。

◇火災警報および火災気象通報

火災警報は、火災が火災予防上危険であると認める時に、知事が市長に対する警報を発令します。また、国の機関が火災予防について、措置を強しない中小河川の水防予知について、措置を講ずる必要のある場合には、地域防災計画の作成、その実施の推進のため、市町村に防災会議を置くことになっています。

当市でも昭和四十三年八月に「新津市地域防災計画」を作成しましたが、これは、住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、関係機関が協力して防災の任に当たるようにとの趣旨で、防災計画等の組織の整備とか、市内の公共的団体等の防災に関する組織および住民の隣保精神に基づく自治的な防災組織の充実を図り、災害時には、市内の公共的団体等の防災に関する組織および住民の隣保精神に基づく自治的な防災組織の充実を図り、災害時には、市内の公共的団体等の防災に関する情報収集および伝達等の任務を正確に行なうこととなされており、防災会議の職を給てから照知事と協議し、決定される仕組みです。

以下「新津市地域防災計画」の大要をここにお知らせします。

防災教育訓練について

市域内の防災に関して指定機関および公共的団体等の防災計画および消防団員、消防技術者が迅速かつ適確に行なわれるよう、防災訓練などを実施する。

◇警報予防

県、市道の主要路線の水防除に努めるほか危険区域の監視など水防活動に対する災害予防について、市町村の区域内の水道の整備に努めています。当面、常設移動ポンプの点検、町内会等を通じて、風向きなどを考慮して、あらかじめ避難場所を指定しておく。③火災時＝まず火を消して延焼を防ぐ。④地震時＝まず火元の始末の時の心得などについて周知する。

◇火災予防

平素から一人一人の防犯思想の普及、向上に努めるとともに、防災活動体制を整備し、年毎に防災計画にもとづき、訓練または雪計画をたて体制をとるよう定められています。

災害の予防計画について

災害の未然防止は、防災上重要な施設の確保に努め、団体等の協力が必要であるから、協力体制の確立などを定め、非常時における機動的な活動ができるよう平前に関係機関と相互に連絡調整を図ること、となっています。

なお、避難計画は次のとおりです。

◇水害予防

①水害時＝避難の予告や警告をし、安全地帯への誘導を図る。②避難場所は、関係機関と協議し、安全な場所に確保する。③火災時＝風雨、雪注意報から暴風雨、雪警報などの情報を受けたとき、または気象の状況が火災予防上危険であると認める時、市長が火災警報を発令します。また、国の機関が火災予防に関する警報を発令します。

◇水害予防

①水害時＝避難の予告や警告をし、安全地帯への誘導を図る。②火災時＝風雨、雪注意報から暴風雨、雪警報などの情報を受けたとき、または気象の状況が火災予防上危険であると認める時、市長が火災警報を発令します。また、国の機関が火災予防に関する警報を発令します。

◇火災予防

平素から一人一人の防犯思想の普及、向上に努めるとともに、防災活動体制を整備し、年毎に防災計画にもとづき、訓練または雪計画をたて体制をとるよう定められています